

平成 29 年 5 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	29年5月 農地部会		
日 時	平成29年5月19日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	○	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯		書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	○
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	欠
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	○
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	○
31 小 原 邦 彦	○

18名中 17 名出席

欠席届出 町 川 博 俊

議事日程

議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	5 件	田 畑	3,904.00 m ² 2,250.00 m ²
第2号議案	合意解約	5 件	田 畑	1,781.00 m ² 3,860.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	1 件	田 畑	266.00 m ² 0.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	4 件	田 畑	1,794.00 m ² 376.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	28.92 m ² 0.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	27 件	田 畑	40,621.00 m ² 7,481.00 m ²
第8号議案		0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
		合 計	43 件 田 畑	48,394.92 m ² 13,967.00 m ²

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成29年 5 月19日 (金) 午前 8時55分～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長 おはようございます。
定刻5分前でございますが、出席を予定されております委員さんが全員お揃いになりましたので、ただいまより5月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで合計43件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中17名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、12番 町川 委員さんから欠席の連絡をいただいております。

細川事務局長 それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。
よろしくをお願いいたします。

大原部会長 あらためて、おはようございます。

日和が続いておりますが、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、早朝よりご出席を賜りまして、ありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと思います。

大原部会長 本日の署名委員を
4番 綾野 委員さんと
15番 河崎 委員さんの お二人をお願いいたします。
次に、今月の現地調査につきましては、
10番 酒本 委員さん
20番 大西 委員さん
21番 新谷 委員さんと 私で、昨日の5月18日(木)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

大原部会長 それでは、ただいまより議事に移らせていただきます。

第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

田路書記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、…、面積 1,216㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 793㎡、合計 1,616㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、…、面積 783㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4番、…、面積 522㎡、合計 634㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

5番、…、面積 287㎡、合計 1,905㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が 経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、5件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。
ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特に異議がないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大原部会長 続きまして、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件を議題に
供します。事務局の説明をお願いします。

田路書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」について
ご説明いたします。

1番、…、面積 998㎡。【議案読み上げ】
本件は第4号議案 2番と関連しております。

2番、…、面積 191㎡。【議案読み上げ】

3番、…、面積 1,257㎡、合計 2,053㎡。【議案読み上げ】

4番、…、面積 793㎡、合計 1,616㎡。【議案読み上げ】
本件は、第1号議案 2番と関連しております。

5番、…、面積 783㎡。【議案読み上げ】
本件は、第1号議案 3番と関連しております。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意解約」
5件を受理し、処理してまいります。

続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に
供します。

なお、第3号議案の1番につきましては、現地調査を実施して
おります。10番 酒本委員さんに現地調査の報告をお願い
いたします。

[現調委員] <現地調査報告>

酒本委員 それでは、昨日の現地調査の結果を報告いたします。

酒 本 委 員 1番、・・・、面積 266㎡。【議案読み上げ】
場所は、川津町 字東山 井手ノ上中橋から東へ約300m 、城山川
添いのすぐ北に位置しております。
無断転用の有無はありません。
転用目的は、太陽光発電設備用地です。
申請理由は、数年前より耕作が困難な状態であったことから、太陽光
発電設備を計画したためです。
周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から
適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま
す。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他として、太陽光発電設備設置に必要な電力会社との電力需
給契約申込書、経済産業省の設備認定通知書の写しの提出があり
ます。
現地は先ほど申し上げましたとおり、耕作が困難な状態で、一部草も
生えて遊休化している状況から、このような利用もやむを得ないと思わ
れます。

以上です。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
ただいま 酒本 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、
事務局の方で補足説明がありましたらお願いします。

岡 崎 次 長 はい、第3号議案「農地法第4条許可申請」につきましては、先ほど
酒本委員さんからの現地調査報告のとおりでございますが、農地の区
分は農周辺の状況より第2種農地に該当するものでございます。

以上です。

大 原 部 会 長 はい、ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案につつま
して、なにかご意見 ・ ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議がないようですので、第3号議案「農地法第4条許可
申請」1件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して
県へ進達することと致します。

大原部会長

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番・3番につきましては現地調査を実施しております。

20番 大西委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員]

〈現地調査報告〉

大西委員

1番、・・・、面積 142㎡、合計 376㎡。【議案読み上げ】

場所は、市立加茂小学校から 東へ 約450m に位置しておりまして無断転用は一部あります。

転用目的は、駐車場、駐輪場、倉庫用地です。

申請理由は、譲受人は申請地の北側で寺院を営んでいる宗教法人であるが、代表役員が個人で所有している申請地の一部を以前より駐輪場や防火水槽として利用してきた。今回、儀式行事等の際に駐車場が不足していることから農地転用を考えていたところ、農地以外に利用してきたところについても農地転用の許可が必要だったことが分かったので、使用貸借権を設定し、駐車場及び駐輪場、倉庫用地として利用するために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、無断転用については始末書の提出あります。

3番、・・・、面積 1,292㎡。【議案読み上げ】

場所は、市立川津小学校から南に 約650m、井手ノ上中橋から北東に 約85m 位置しております。

無断転用はありません。

転用目的は、事務所、倉庫、駐車場、資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は土木建築業を営んでおり、現在、事務所と資材置場それぞれ離れた場所で賃貸借契約を行っているが、契約満了日が迫っていることから、今回、法人の代表取締役が所有する農地に賃借権を設定し、事務所と資材置場、さらに倉庫と駐車場を一カ所にまとめて利用するために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

大 西 委 員 その他でございますが、今回敷地が1,000㎡を超え事務所及び倉庫を建築する計画であることから、開発許可が必要であり、現在担当課と協議中であります。

以上です。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。
ただいま 大西委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

藤井事務局長補佐 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について1番よりご説明をいたします。

1番については、さきほど大西委員さんより現地調査報告をいただいたとおりですが、補足説明といたしまして譲受人は現在40台分の駐車場をお持ちですが檀家が800軒ほどありまして、40台分ではまだまだ足りないという事で今回申請に至っております。

2番、・・・、面積 215㎡。【議案読み上げ】
転用目的は、非農家の自己住宅用地です。
申請地の場所は、市立西庄小学校から 北西へ 約400m に位置します。
無断転用はありません。
申請理由としまして、譲受人は現在アパートに居住しているが、子供が生まれ将来的に手狭となることと、夫婦共働きで子育ての協力を実家にしてもらうため、祖父が所有している実家の近隣農地に使用貸借権を設定して自己住宅を建築するために申請を行った案件です。
農地の区分は、農用地であるが農用地除外申請中で農用地除外後は、2種農地に該当します。
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
その他としまして、第2号議案 1番に関連しております。

続いて3番についても、さきほど大西委員さんより現地調査報告をいただいたとおりです。

4番、・・・、面積 287㎡。【議案読み上げ】

藤井事務局長補佐

転用目的は、貸倉庫用地です。

申請地の場所は、県道 高松坂出線(161号線)の倉敷川に架かる倉敷川橋より南東に 約190m、林田町片山自治会館より南東に約100m に位置します。

無断転用案件です。

申請理由としまして、譲渡人は、平成元年頃、申請地に納屋と物置を建てて利用していたが、昨年10月末にアメリカ合衆国へ移住してしまい、もう利用することが出来ないのもので、親類関係にある譲受人に所有権移転をし、譲受人が代表取締役を務める会社への貸倉庫として利用するために申請を行った案件です。

譲受人の会社には、現在資材を置く場所が少なく、資金等の関係から譲受人が個人で造成を行い会社に貸し出す計画です。

また、建物は譲渡人が農業用倉庫として利用していた建物をそのまま倉庫として利用する計画です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、無断転用について始末書の提出があります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長

はい、ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原部会長

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」4件につきましては、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長

続きまして、第5号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。
なお、第5号議案については 現地調査を実施しておりますので 20番 大西 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現 調 委 員]

<現地調査報告>

大西委員

1番、・・・、面積 19㎡、合計 28.92㎡。【議案読み上げ】

大 西 委 員 場所は、香川坂出合同庁舎の南西約100m、主要地方道 高松王越坂出線(16号線)から北に約50mに位置しております。
申請理由は、以前より農道として利用しているためで、本申請地は他1名の方と共有になっています。共有者との関係は、本申請地北側農地を以前に所有していたことによるものであります。
申請については、連名での申請が望ましいのですが、地目変更後に申請者へ譲渡する旨の入った委任状の写しの提出があることから問題ないと思われます。

以上です。

大 原 部 会 長 ありがとうございます。大西 委員 さんより現地調査の報告がありました。事務局の補足説明があればお願いします。

岡 崎 次 長 はい、第5号議案「非農地証明願」については、先ほど 大西 委員さんよりご報告をいただいたとおりでございますが、こちらは本来連名で申請を出すべきところですが、共有者が奥側にある農地を売却してしまったことで農道を持っている必要性がなくなったので、非農地証明を受け地目を変えてから申請人の単独名義にするために申請してきたものです。

以上です。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
事務局より補足説明がございましたが、第5号議案につきまして、なにか ご意見 ・ ご質問等はありませんか。

各 委 員 **【異議なし】**の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」1件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」27件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田 路 書 記 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」27件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が9件、更新が10件、再設定

田 路 書 記 が8件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が1件となつております。

以上、農用地利用集積計画書 27件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。

事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」27件につきまして、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。

その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細 川 事 務 局 長 事務連絡

○通常総会 5/31(水)13:30～ 欠席される方は委任状の提出を

大 原 部 会 長 それでは、これをもちまして5月の 農地部会を閉会致します。

長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(9時26分終了)